

特記仕様書

工事名 : 準用河川整備工事(天昌寺川)
場 所 : 成田市稲荷山地先 他

第1章 総則

第1条 適 用

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書(令和7年10月改定)(以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
また、受注者は、共通仕様書の適用にあたっては「成田市建設工事監督要領(以下「監督要領」という。)」に基づく監督体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、及び検査(完成検査、出来形検査等)については、地方自治法、成田市財務規則、成田市建設工事検査規程に基づくものであることを認識しなければならない。

第2条 施工体制台帳

1. 受注者は、その一部を下請負に付したときは、成田市建設工事適正化指導要綱(以下、「適正化要綱」という。)に基づく施工体制台帳を作成し、現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。
2. 受注者は、適正化要綱により、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。

第3条 建設副産物

1. 共通事項

- (1)「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」と合わせて提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

なお、上記各計画書及び各実施書の作成に当たっては、「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」を用いて登録・作成しなければならない。

注) 請負金額1,000千円以上のすべての工事について、建設資材の利用並びに建設副産物の発生及び排出の量の大小及び有無に関わらず作成する。

- (2) 建設副産物の処理に先立ち、別紙の「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督

職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。

- (3) 建設廃棄物の処分にあって、排出事業者（元請業者）は、処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、建設廃棄物処理委託契約書（厚生省作成または建設8団体廃棄物対策連絡会作成様式）を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを提出すること。なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結すること。
- (4) 建設副産物の処理完了後、速やかに別紙「建設副産物処理調書」を作成し、監督職員に1部提出するとともに、実際に要した処分費等（受入伝票、写真等）を証明する資料を監督職員に提示し確認を受けること。
- (5) 建設廃棄物の処分に当たっては、「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステム（集荷目録制）」に基づく紙マニフェスト方式による場合は、建設廃棄物マニフェストD票及びE票（複写式伝票）の写しを監督職員に提示すること。
また、電子マニフェスト方式による場合は、建設廃棄物の引き渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録した情報を提示すること。

2. 建設発生土

建設発生土の搬入及び搬出を行う場合は、「成田市建設発生土管理基準」に基づき適正に処理すること。

本工事により発生する建設発生土（250m³）、成田市小泉地先、片道運搬距離11.0kmへ搬出するものとする。なお、本工事の建設発生土及び受入土砂の処理方法については監督職員の指示によるものとする。処理方法指定（A）

3. 建設廃棄物

本工事により発生する鉄筋 Co 殻（有筋2次）、鉄筋 Co 殻、無筋 Co 殻、路盤廃材、舗装版切断排水、廃プラスチックの搬出については、下記のとおりとする。なお、搬出に先立ち、受入れ条件について処理場所に確認しなければならない。また、工事発注後明らかになったやむを得ない事情により、以下により難しい場合には、監督職員と協議するものとする。

- (1) 鉄筋 Co 殻（有筋2次）、鉄筋 Co 殻、無筋 Co 殻、路盤廃材は、成田市津富浦地先、片道運搬距離5.6kmに運搬し、処理するものとする。処理方法指定（A）。
- (2) 廃プラスチックは、成田市所地先、片道運搬距離6.6kmに運搬し、処理するものとする。処理方法指定（A）。
- (3) アスファルト舗装切断時に発生する排水は、八千代市上高野地先、片道運搬距離3.9kmに運搬し、処理するものとする。処理方法指定（A）。

第4条 段階確認

1. 受注者は、以下の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は、工種、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種別	細別	施工段階
河川土工		土（岩）質の変化した時
舗装工（下層路盤）		プルーフローリング実施時
表層安定処理工		処理完了時

2. 段階確認は該当工種の出来形確認を行うものであり、給付の対象とはしない。

第5条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき、適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
2. 工事実施期間中、以下の通り交通誘導員を配置するものとする。

【交通誘導員】

昼間作業1人 ※材料等搬入・土砂搬出時

なお、本工事では、交通規制は伴わないものと想定しており、工事車両出入口における必要分として交通誘導員13人を計上している。

3. その他、資材の搬出・搬入時は、公道の出入り口等に誘導員を配置させ、安全確保に努めなければならない。

第6条 工期

1. 工期は、雨天、休日等を見込み、契約日の翌日から令和9年3月5日までとする。
工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	40日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日数＋天候等による作業不能日）／実働日数	0.78
その他の作業不能日	—

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：39日間／年間

ロ) 8時から17時までのWBGT 値が31以上の時間を足し合わせた日数：8日間／年間
（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

（過去5か年（2021年1月～2025年12月）の気象庁（千葉県特別地域観測所）及び環境省（千葉県特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出）

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第7条 仮設

仮設については全て任意仮設とする。

第8条 作業区分

本工事の作業区分は以下による。

・昼間作業 本工事に含むすべての工事

ただし、上記によりがたい場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

第9条 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第10条 週休2日制適用工事

1. 本工事は、週休2日制適用工事（発注者指定型）の試行対象である。
2. 受注者は、現場閉所による週休2日制工事として取り組むこと。なお、予定価格には月単位の週休2日達成相当の経費を補正している。
3. 受注者が、工事着手前に完全週休2日の取組みを希望し、かつ、対象期間内において完全週休2日相当を達成した場合は経費に補正係数を乗じ変更するものとする。
4. 週休2日制の実施にあたっては、「成田市土木工事週休2日制適用工事試行実施要領（令和8年4月）」に基づき実施すること。

第11条 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事

1. 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行する対象工事とする。
2. 受注者は、契約後速やかに、本試行の適用について、監督職員と協議すること。
3. 工事の実施にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」に基づき行うこと。

第2章 材料

第12条 材料の確認

材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合し確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、上記以外でも監督職員が指示する場合については、監督職員の指示する方法により、検査を受けなければならない。

第13条 セメント

モルタルに用いるセメントの種類は、普通ポルトランドセメントとし、コンクリートに使用するセメントの種類は、第15条コンクリート工によるものとする。

第14条 道路用碎石

構造物の基礎用碎石（0－40）は、再生材を原則とする。

第15条 コンクリート工

1. コンクリートは、レディミクストコンクリートを原則とし、以下の仕様によるものとする。

用途	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の最大 寸法 (mm)	セメントの 種類	水セメント 比 (%)
吐出工 集水桝	18	8	25	高炉セメント	60%以下

ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第3章 施工

第16条 施工一般

1. 工事着手前に、工事区域内及びその周辺について状況調査を実施し、状況を十分に把握しておくこと。また、施工にあたり既設構造物には十分に配慮し実施するものとする。
2. 本工事の設計趣旨を十分理解し、上記を踏まえて良好な施工に努めなければならない。
3. 本工事開始から完了まで、隣接地権者に対し、施工スケジュールを明確にするなど、十分に配慮しなければならない。

第17条 河川土工

1. 掘削土量は、地山の土量とする。

第18条 作業土工

1. 床掘り土量は、地山の土量とする。
2. 埋戻し土量は、締固め後の土量とする。
3. 埋戻し材料は、発生土を利用する。

第19条 残土処理工

1. 運搬土量は、地山の土量とする。

第20条 安定処理工

1. 地盤改良における使用固化材及び添加量は、以下のとおりとしている。

河床部	セメント系固化材	特殊土用	8.1 t / 100m ²
左岸管理用通路部	セメント系固化材	特殊土用	7.9 t / 100m ²
右岸管理用通路部	セメント系固化材	特殊土用	6 t / 100m ²
2. 使用固化材及び添加量の決定にあたっては、現地試料にて事前調査（配合試験）を実施し、その結果に基づき監督職員と協議のうえ決定することとする。（一軸圧縮強度 50kN/m²以上）また、経済比較のため改良材は、生石灰・セメント系固化材等の比較を行うこと。
3. 改良土の六価クロム溶出試験を行い、その結果を監督職員へ提出すること。

第21条 法覆護岸工

1. アンカーピンの使用は 100 m² 当たり 50 本の設置とする。